

(3) 広報ひかり

歳入予算に計上されている各種事業を行うにはそれに見合う収入が必要となります。その内訳は円グラフのよう

分類されます。

歳入は、自主財源（町が独自で徴収または収納するもの）と依存財源（国や県から町へ交付されたり、割り当てられたりするものの二つに分けられていますが、グラフでもわかるように六十年度の町予算は六一、八%が依存財源となっています。まず自主財源からみると、割合のもつとも高いのが町税で、町の収入の二六、二%を占めています。これは前年度に比べ、

歳出予算に計上されている各種事業を行うにはそれに見合う収入が必要となります。

八、七%の伸率です。

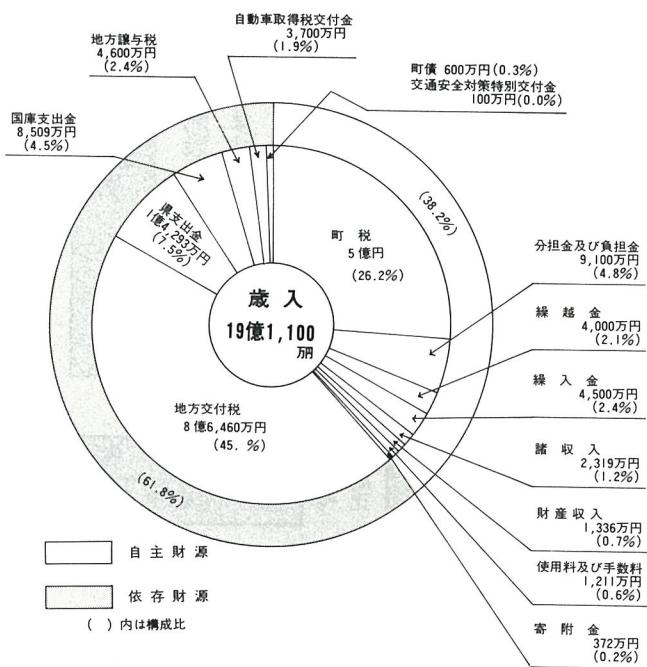
町税のなかには、町民税、固定資産税、電気税、たばこ消費税、軽自動車税などがあり、このなかで町民税の内個人町民税は二、一七〇万円が財源としてあげられ、前年度に比べ一〇、四三%の伸びを示しています。

このほか自主財源としては、分担金及び負担金（特定の事業に要する費用を受益者が負担するもので、保育料や給食費等）や使用料及び手数料（町営住宅など）繰入金、繰越金、財産収入、諸収入、寄附金などがあります。

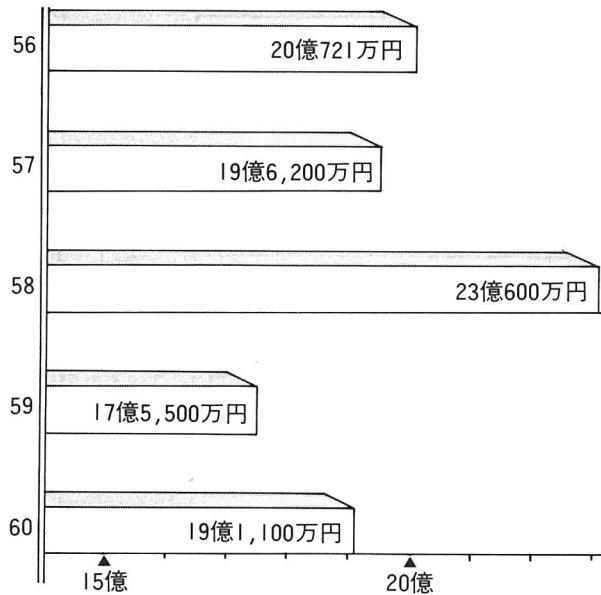
つぎに依存財源では、地方交



付税（財源不足を補うため交付されるもの）が四五、二%と多く、国から交付される財源として町の行政運営に重要な役割を果しています。
このほか、やはり国や県から交付される性質の異なるた、国、県支出金、地方譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金等があげられます。



年度別一般会計 当初予算比較



左図の「町民一人あたり」は今年度の歳入予算の中で、町のみなさん一人あたりがどのくらいの町税を納めることになるか単純計算したものです。また逆に一人あたり使われる額を計算したものです。

町民一人あたり

